

# 県税の課税免除・不均一課税の手引き

(令和5年7月 一部改正版)

## 【課税免除】

- 三重県過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第4項第1号に規定する地域）
- 三重県離島振興対策実施地域（離島振興法第2条第1項に規定する地域）
- 三重県地方活力向上地域（地域再生法第5条第4項第5号に規定する地域）

## 【不均一課税】

- 三重県半島振興対策実施地域（半島振興法第2条第1項に規定する地域）
- 三重県地方活力向上地域（地域再生法第5条第4項第5号に規定する地域）

三重県

## 1. 制度の概要

三重県では、大都市における人口や産業の過度の集中を防止し、地域格差の是正と地域振興を図るため、過疎、離島、半島地域において事業活動を行う法人や個人に対して一定の要件を満たした場合に、法人事業税（所得割）、個人事業税、不動産取得税、県固定資産税（※1）について、税金の全額を免除する「課税免除」や一部を免除する「不均一課税」の制度を条例により定めています。

対象となるのは、「三重県過疎地域」、「三重県離島振興対策実施地域」、「三重県半島振興対策実施地域」、「三重県地方活力向上地域」の各地域内（※2）において、特定の業種の用に供する設備の取得等（※3）をした者に対し、課税免除又は不均一課税を行うものです。

※1 「県固定資産税」とは、法律で定める一定限度以上の償却資産（大規模償却資産）に対して、県が課税する税金です。市町村の固定資産税ではありません。

※2 離島振興法、半島振興法に基づく税制特例措置の対象地区から過疎地域に係る措置の対象地区が除外され、除外された地区については、過疎法に基づく税制特例措置が適用されることとなりました。（令和5年4月1日施行）

※3 「三重県過疎地域」内において行う課税免除の場合、対象の設備投資が「設備の新設又は増設」から「取得等」に拡充されました。「設備の取得等」とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含みます。ただし、資本金等の額が5,000万円超の法人については、新設又は増設に係る取得等に限りません。（令和3年4月1日施行）

## 2. 課税免除等の対象地区

（1）三重県過疎地域（根拠法：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）

指定地域	公示日	適用対象期間	備考
松阪市（旧飯南町、旧飯高町）	令和3年4月1日	令和6年3月31日まで	津市（旧美杉村）は経過措置により令和8年度まで対象地域
尾鷲市			
鳥羽市			
熊野市			
志摩市			
伊賀市（旧島ヶ原村、旧阿山町、旧大山田村、旧青山町）			
多気郡大台町			
度会郡大紀町			
度会郡南伊勢町			
北牟婁郡紀北町			
津市（旧美杉村）			

(2) 三重県離島振興対策実施地域（根拠法：離島振興法）

指定地域	公示日	適用対象期間	備考
鳥羽市神島	平成5年4月1日	令和7年3月31日まで	左記指定地域から過疎地域に係る措置の対象地域を除外
鳥羽市答志島			
鳥羽市菅島			
鳥羽市坂手島			
志摩市磯部町渡鹿野島			
志摩市志摩町間崎島			

(3) 三重県半島振興対策実施地域（根拠法：半島振興法）

指定地域	指定日	適用対象期間	備考
伊勢市	昭和61年6月27日	令和7年3月31日まで	左記指定地域から過疎地域に係る措置の対象地域を除外
松阪市（旧松阪市、旧飯南町、旧飯高町）			
尾鷲市			
鳥羽市			
熊野市			
志摩市			
多気郡多気町			
多気郡明和町			
多気郡大台町			
度会郡玉城町			
度会郡南伊勢町			
度会郡大紀町			
度会郡度会町			
北牟婁郡紀北町			
南牟婁郡御浜町			
南牟婁郡紀宝町			

(4) 三重県地方活力向上地域（根拠法：地域再生法）

指定地域	公示日	適用対象期間	備考
県内各市町において指定された区域	平成27年10月2日	地方活力向上地域特定施設整備計画の認定を受けた日の翌日から3年以内（公示日から令和6年3月31日まで）	

\* 地域再生計画に記載されている地方活力向上地域において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新增設した認定事業者に限ります。

例) 東京23区に本社を置く企業が指定された区域に本社機能を有している業務設備を移転。

この制度の詳細につきましては、「三重県のホームページ>観光・産業・しごと>企業誘致>企業誘致総合>企業立地の優遇制度・支援サービス>企業の本社機能移転等」をご覧ください。

3. 課税免除の内容（※事業年度により下記と異なる場合があります。）

区分	要件			事業税		不動産取得税		県固定資産税（大規模償却資産）
	対象となる事業	特別償却設備の取得価額の要件※1	青色申告の要否	課税免除ができる期間	課税免除額	対象となる不動産	課税免除額	
課税免除	過疎地域	●製造業 ●情報サービス業等※2 ●農林水産物等販売業※3 ●旅館業 （下宿営業、風俗関連営業に該当する事業を除く。）	【別表1】のとおりのとおり※5	要	3年間	下記（A）の計算のとおりに 〔建物〕 設備に係る工場用建物等 〔土地〕 取得後1年以内に工場用建物等の建設に着工した場合の敷地で直接製造等の用に供する建物の垂直投影部分	対象部分の課税標準額×税率	〔免除期間〕 3年間  〔免除額〕 対象部分の課税標準額×税率
		●畜産業 ●水産業	—	否	5年間（個人事業税のみ）※法人の適用なし 自家労力による労働日数が1/3を超え1/2以下の場合			
	離島振興対策実施地域	●製造業 ●情報サービス業等※2 ●農林水産物等販売業※3 ●旅館業 （下宿営業、風俗関連営業に該当する事業を除く。）	【別表1】のとおりのとおり※5	要	3年間	下記（A）の計算のとおりに 〔建物〕 設備に係る工場用建物等 〔土地〕 取得後1年以内に工場用建物等の建設に着工した場合の敷地で直接製造等の用に供する建物の垂直投影部分	対象部分の課税標準額×税率	〔免除期間〕 3年間  〔免除額〕 対象部分の課税標準額×税率
		●畜産業 ●水産業 ●薪炭製造業	—	否	5年間（個人事業税のみ）※法人の適用なし 自家労力による労働日数が1/3を超え1/2以下の場合			
地方活力向上地域等	●地域再生法に規定する地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、適用の対象となる期間に、特定業務施設（※4）を新增設した認定事業者	3,800万円以上（中小事業者等1,900万円以上）※6	否	対象外	〔建物〕 特定業務施設の用に供する建物  〔土地〕 取得後1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設に着工した場合の敷地で特定業務施設の用に供する建物の垂直投影部分	対象部分の課税標準額×税率	〔免除期間〕 1年間（2、3年目は不均一課税）  〔免除額〕 対象部分の課税標準額×税率	



4. 不均一課税の内容（※事業年度により下記と異なる場合があります。）

区分	要件			事業税		不動産取得税		県固定資産税 （大規模償却資産）	
	対象とする業種	特別償却設備の取得価額の要件 ※1	青色申告の要否	不均一課税できる期間	不均一課税額	対象となる不動産	不均一課税額		
不均一課税	半島振興対策実施地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●製造業</li> <li>●情報サービス業等 ※2</li> <li>●農林水産物等販売業 ※3</li> <li>●旅館業（下宿営業、風俗関連営業に該当する事業を除く。）</li> </ul>	【別表2】のとおりのとおり ※5	要	3年間	下記（B）の計算のとおりの計算額	〔建物〕 設備に係る工場用建物等  〔土地〕 取得後1年以内に工業用建物の建設に着工した場合の敷地で直接製造等の用に供する建物の垂直投影部分	対象部分の課税標準額 × 税率 × 1/10 （免除額 9/10）	〔免除期間〕 3年間  〔不均一課税額〕 対象部分の課税標準額 × 税率 × 1/10（免除額 9/10）
	地方活力向上地域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域再生法に規定する地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、適用の対象となる期間に、特定業務施設（※4）を新増設した認定事業者</li> </ul>	3,800万円以上（中小事業者等） 1,900万円以上 ※6	要	3年間	下記（C）の計算のとおりの計算額	対象外	対象部分の課税標準額 × 税率 × 【初年度】 課税免除 【第2年度】1/4 （免除額 3/4） 【第3年度】1/2 （免除額 1/2）	

【別表2】

資本金の額等	取得価額の合計額
1,000万円以下・個人	500万円以上
1,000万円超 5,000万円以下	1,000万円以上
5,000万円超	2,000万円以上

※情報サービス業等、農林水産物販売業は左表に関わらず500万円以上。  
 ※対象資産について市町の産業促進計画等に適合している旨の市町発行の証明書が必要。

**(B) 事業税の免除税額（不均一課税）**

個人：当該年の所得金額	×	$\frac{\text{新增設設備に直接従事する従業者数※イ}}{\text{県内の従業者数※ウ}}$	×	税率	×	$\frac{9}{10}$
法人：当該事業年度の所得金額 (所得割のみ) ※ア	×	$\frac{\text{新增設設備に直接従事する従業者数※イ}}{\text{県内の従業者数※ウ}}$	×	税率	×	$\frac{9}{10}$

※ア 軽減税率等適用法人においては各税率に按分した額

※イ 「5. 従業者の算定方法（2）取得等又は新增設設備に直接従事する従業者」を参照

※ウ 「5. 従業者の算定方法（3）県内の従業者数」を参照

**(C) 事業税の免除税額（不均一課税）**

**【初年度】**

個人：当該年の所得金額	×	$\frac{\text{新增設設備に直接従事する従業者数※イ}}{\text{県内の従業者数※ウ}}$	×	税率	×	$\frac{1}{2}$
法人：当該事業年度の所得金額 (所得割のみ) ※ア	×	$\frac{\text{新增設設備に直接従事する従業者数※イ}}{\text{県内の従業者数※ウ}}$	×	税率	×	$\frac{1}{2}$

**【第2年度】**

個人：当該年の所得金額	×	$\frac{\text{新增設設備に直接従事する従業者数※イ}}{\text{県内の従業者数※ウ}}$	×	税率	×	$\frac{1}{4}$
法人：当該事業年度の所得金額 (所得割のみ) ※ア	×	$\frac{\text{新增設設備に直接従事する従業者数※イ}}{\text{県内の従業者数※ウ}}$	×	税率	×	$\frac{1}{4}$

**【第3年度】**

個人：当該年の所得金額	×	$\frac{\text{新增設設備に直接従事する従業者数※イ}}{\text{県内の従業者数※ウ}}$	×	税率	×	$\frac{1}{8}$
法人：当該事業年度の所得金額 (所得割のみ) ※ア	×	$\frac{\text{新增設設備に直接従事する従業者数※イ}}{\text{県内の従業者数※ウ}}$	×	税率	×	$\frac{1}{8}$

## 5. 従業者の算定方法

### (1) 従業者の算定基準

設備に直接従事する従業者数や県内の従業者数は、次の基準により算定します。

#### ①事業年度の中で新設された場合

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{事業年度の末日} \\ \text{現在の従業者数} \end{array}} \times \boxed{\frac{\text{新設された日から事業年度の末日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}}$$

#### ②事業年度の中で廃止された場合

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{廃止された月の前月} \\ \text{末日現在の従業者数} \end{array}} \times \boxed{\frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}}$$

#### ③事業年度の各月の末日現在の従業者数のうち、最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合

$$\boxed{\frac{\text{事業年度の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{事業年度の月数}}}$$

#### ④上記(①、②、③)以外の場合

事業年度の末日現在の事務所または事業所の従業者数

### (その他注意事項)

- ・人数は、1人に満たない端数を生じた場合は1人とし、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じた場合は1月とします。
- ・事業年度終了の日現在の資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者数は、1.5倍して算定します。(例15人→15+(15+1)×1/2=23人)
- ・業種が非製造業であっても、事務所または事業所の数は考慮せず、所得金額を従業者数のみで按分して計算します。

### (2) 「取得等又は新增設 設備に直接従事する従業者」とは

新規採用、配置転換等を問わず取得等した設備による事業に直接従事する従業者をいいます。

従って、当該設備による事業に直接従事しない会社役員、事務職員、守衛等は含みません。

なお、工場を取得等した場合で、その工場内にある事務室等に従事する事務職員等は、「取得等又は新增設備に直接従事する従業者」に含みます。ただし、営業の職員は含みません。

### (3) 「県内の従業者数」とは

当該取得等された設備ごとに算定した取得等にかかる従業者数と、当該取得等された設備ごとに算定した取得等にかかる従業者以外の者の数、および当該法人または個人が県内に有する他の設備にかかる従業者数(上記(1)の算定基準を適用した数)の合計です。



## 6. 課税免除の手続きについて

### (1) 提出書類 (各2部)

区 分	事業税の課税免除等			不動産取得税及び県固定資産税の課税免除等
	個人 (製造業等)	法 人	個人 (畜産業等)	
課税免除・不均一課税申請書	○	○	○	○
課税免除等申請明細書	○	○	○	○
事業所の位置図	○	○	○	
償却資産の配置図	○	○		△
確定申告書の写し	○		○	△
青色申告決算書(減価償却計算書)の写し	○			△
法人税申告書別表一(一)の写し		○		△
法人税法施行規則別表16(1)(2)の写し(減価償却資産の償却額の計算に関する明細書)、特別償却限度額の計算に関する附表		○		△
固定資産台帳兼減価償却額明細書、計算表等	○	○		△
事業報告書等事業内容の分かるもの		○		△
会社概要(パンフレット等)		○		△
取得等した設備のパンフレット	○	○		△
当該事業所の年次別建設計画又は設備投資計画書	○	○		
定款の写し		○		
建物の配置図、平面図(寸法の表示のあるもの)				○
家屋の建築請負契約書等、登記簿謄本の写し				○
(土地が対象の場合) 売買契約書の写し、登記簿謄本の写し				○
(地方活力向上地域等の場合) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画及び認定通知書の写し	○	○	○	○

※△については、事業税と合わせて申請をする場合は不要ですが、不動産取得税のみの場合は、提出が必要です。

### (その他の添付書類)

- ・ 分割法人は課税標準の分割に関する明細書の写し
- ・ 特別償却を受け得る状態であるが、受けていない場合は、受けていない旨の理由書
- ・ 「産業振興機械等の取得等に係る確認申請書」(写し) ※ … 市町が発行

※市町が発行する確認申請書について、対象資産が特別償却を受けていない場合は、原本を提出してください。

(2) 申請書類の提出期限

課税免除等を受ける場合には、申請書および関係書類を下記の期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
個人事業税	個人事業税の確定申告書の提出期限まで
法人事業税	法人事業税確定申告書の提出期限まで
不動産取得税	当該不動産を取得した事業年(度)にかかる事業税の申告書の提出期限まで
県固定資産税	固定資産税(償却資産)申告書の提出期限まで

※事業税の場合、設備の取得等の初年度の申告税額が0円でも申請書類の提出が必要です。

7. お問い合わせ先(個人事業税、不動産取得税、県固定資産税)

県税事務所	郵便番号	所在地	電話番号	所管区域
桑名県税事務所	511-8567	桑名市中央町 5-71	(0594) 24-3613	桑名市、いなべ市 木曾岬町、東員町
四日市県税事務所	510-8511	四日市市新正 4-21-5	(059) 352-0578	四日市市、菰野町、 朝日町、川越町
鈴鹿県税事務所	513-0809	鈴鹿市西条 5-117	(059) 382-8662	鈴鹿市、亀山市、
津総合県税事務所	514-8567	津市桜橋 3-446-34	(059) 223-5028	津市
松阪県税事務所	515-0011	松阪市高町 138	(0598) 50-0511	松阪市、多気町、明 和町、大台町
伊勢県税事務所	516-8566	伊勢市勢田町 628-2	(0596) 27-5132	伊勢市、鳥羽市、志 摩市、玉城町、度会 町、大紀町、南伊勢 町
伊賀県税事務所	518-8533	伊賀市四十九町 2802	(0595) 24-8024	伊賀市、名張市
紀州県税事務所	519-3695	尾鷲市坂場西町 1-1	(0597) 23-3419	尾鷲市、熊野市、紀 北町、御浜町、紀宝 町郡

※令和5年4月より、法人課税業務と津総合県税事務所で行っていた外形標準課税業務について、「四日市県税事務所」及び「津総合県税事務所」の2県税事務所で行っています。

**法人事業税**については、法人所在地により、四日市県税事務所又は津総合県税事務所へお問い合わせください。

四日市県税事務所…桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市  
津総合県税事務所…津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、  
南伊勢町、名張市、伊賀市、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町